

樹徳高等学校生徒服装規定

I. 主 旨

本校は、教育の基本を仏教による人間修養に置いている。修養に専念する生徒の服装は、無用な華美、浮薄な流行を追わず、清楚、質実剛健を旨とする。また、経費と堅牢を考慮してこの規定に定める。

II. 指導事項

1. 男子生徒

- (1) 冬季、夏季の制服着用期間は学校で指定する。
- (2) 制服の襟には校章・クラス章を付ける。指定以外の不要な徽章やバッジ等につけない。
- (3) 通学時に大雨・降雪時の場合、雨靴の使用を許可する。
- (4) 靴下は、華美ではないもの（黒、紺、白、グレー、茶色）を着用する。
- (5) 下着は清潔を保つために白を基調とする。
- (6) ズボンにはベルトを着用し、ズボン吊りを使用しない。
- (7) 頭髪は次の規定による。
 - ①襟足を2～3cmほど刈り上げ、側頭部は耳にかからぬ程度とし、もみ上げは耳の中央程度までの長さにする。前髪は眉毛が見える長さにする。
 - ②「フェード・ツーブロック・マッシュヘア」の場合は、次の基準を遵守する。
 - (フェード)
 - ・側頭部や後頭部の刈り上げは、適切な長さとする。
 - ・側頭部を極端に刈り上げない（モヒカンの形状にしない）。
 - ・前髪は、眉毛の位置を越えない。
 - (ツーブロック)
 - ・側頭部や後頭部の刈り上げは、適切な長さとする。
 - ・側頭部の刈り上げは、フェードと同様に極端に刈り上げない。
 - ・刈り上げた側頭部をかぶせる場合は、耳にかからない長さとする。
 - ・襟足はYシャツにかからない長さとする。
 - (マッシュヘア)
 - ・前髪は、眉毛の位置を越えない。
 - ・側頭部は、耳にかからない長さとする。
 - ・襟足を刈り上げる場合は、適切な長さとする。
 - ③禁止事項
 - ・パーマ（アイロンパーマを含む）
 - ・染髪、脱色
 - ・くせづけ
 - ④注意点
 - ・18歳成人に伴い、一人ひとりが社会生活上の模範となるべく、身だしなみを整えた生活を送ることを基本とします。
- (8) 指定品については別に定める。

2. 女子生徒

- (1) 冬季、夏季の制服着用期間、タイツ（黒）の着用期間は学校で指定する。
- (2) 指定する以外の不必要なりボン、ベルト、バッジ等につけない。
- (3) 通学時に大雨・降雪時の場合は、雨靴の使用を許可する。
- (4) 下着は清潔を保つために白・ベージュを基調とする。
- (5) 髪は短髪の場合は襟につかぬ程度とする。長髪は次の規定による。
 - ・適切な長さで整髪する。
 - 注①：18歳成人に伴い、一人ひとりが社会生活上の模範となるべく、身だしなみを整えた生活を送ることを基本とします。
 - 注②：自然な髪型を基本とします。前髪を下げる時は眉毛がかくれる程度とし、後ろ髪はウエストラインまでとする。授業時や昼食時などは結ぶ。
 - 注③：パーマ、ヘアアイロン、ウェーブ等をかけたり、刈り上げや脱色、染髪をしない。
- (6) 指定品については別に定める。